

# 診療簿等の電磁的記録による保存について

## 1 保存記録の機密性の確保

保存記録にアクセスできる人間を限定して、パスワードの管理を徹底する等、電磁的記録に記録された事項へのアクセスを許されない者からのアクセスを防止する措置を講じること。

## 2 保存記録の完全性の確保

- (1) 法令に定める保存義務期間内、復元可能な状態で保存すること。
- (2) 保存義務期間中における電磁的記録に記録された事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じること。
- (3) 作成の責任の所在を明確にすること。

## 3 その他

- (1) 診療施設の管理者は、診療簿等の電磁的記録の保存に関する運用管理規程を定め、これに従って当該電磁的記録の運用を行うこと。
- (2) 運用管理規程には、以下の事項を定めこと。
  - ① 運用管理を総括する組織・体制・設備に関する事項
  - ② 診療簿等の電磁的記録の見読性、機密性及び完全性の確保に関する事項
  - ③ 飼育動物の所有者等のプライバシー保護に関する事項
  - ④ その他適正な運用管理を行うために必要な事項
- (3) 飼育動物の所有者等のプライバシー保護に十分留意すること